国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

浅草文庫

花鳥餘情第十八　藤裏葉

藤裏葉

以詞為主　若源氏九冊　三月より
十月まで　九冊
同年より　梅枝

日本政府図書

[illegible]

と　[illegible]中納言[illegible]の[illegible]に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中納言の[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月廿日大風大雨の[illegible]

寺よりまいりて[illegible]

書部王記

永平二年三月廿七日　皇太后宮極楽

寺為先考太政大臣及先妣[康親王女]氏追福

今案

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四方拾遺抄ニ云
[illegible]
[illegible]の家礼のことを
用ひきわしと申ハ家礼と
ハ[illegible]の文とうの[illegible]
もなほ准して礼といふとも今
世にも家礼といひ[illegible]
[illegible]
今の考ふるよりいまだ大家
流ハれとも[illegible]
[illegible]
[illegible]

宰相さう月とりうまう寺にて
りをいつ毎てまりをりて
と給りてい家をさりて四年
をやしこれいはけしさりぬと
ろいの男共家れを行うをや
はさく尼なんなうめれと
とくしく方ひとや
行家をうの毎ふいてきやうも
はうさはうみられをく

天盃

巡流（ズビ）

年のうちはは家のとうをうを
ありうれうれいれみそれをと
りうして家の頃とうえていうの
兵部よはうのありうをはり
そうをはんとうたうんや年の
いうをとうをいうをうをと
こうをはやはうをはう海まる
れとをはりうをうをの
以前をはは初をありはうを
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之世況のあつかまき
我はらきまきをとるい河口の関はあ
らわさいく国はりりりりりりりりりと
はりりりりし
りりとしりりりりりりりりり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国史云義和七年四月八日請律師傳燈大法師位静安清

[illegible]

[illegible]

布施[illegible]百文錢[illegible]中[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

猶等し信ずる帝の位をも
て元老院の内に太上天皇を尊
号號し信ずるの院号
あるべき歟の旨を以一条院と
号せしめ例すること十代
たる天皇と號せしめ院宮
年貢の御封を太上天皇に
一事かと思ひ有るべきこれなりて
はべるようと雲ゆ院ひよ云ふ

院乃宮事ハ太上天皇よりなる故
ゆとしいふ初とそ人々これハ内ものの
脱屣の門乃号に有るべきゆゑ
乃封の事ハ小一条院の御号ハ時も
乃封以下如元と宣下せる太上天皇
ハ乃封ハ法令よりなる宣下されるる
ゆ一条院ハ封ハ二千戸のゆ
延長年よりのもの也尺山一条院
ハ東宮ハ乃封とそのもとれる

[illegible]氏の[illegible]
院宮と申り[illegible]
食封の禄令に三千戸のみ[illegible]
小一条の例とりて三千戸[illegible]
[illegible]毎[illegible]
[illegible]
[illegible]寺実[illegible]
食封とし[illegible]
[illegible]
[illegible]

六条院の御封乃事[illegible]
[illegible]
封戸二千二百五十戸[illegible]
[illegible]令[illegible]三千戸[illegible]
[illegible]例[illegible]
[illegible]院司[illegible]
[illegible]
改不改の二[illegible]
改[illegible]
補せ[illegible]

ひとの例とあるべきて院
司のしきあれども心もとなく
あさみどりわかき葉の色と深みてもこと
さらなるひとしなり　袍色蘇芳
一位深紫二三位浅紫四位緋五位浅緋
六位深緑七位浅緑八位浅縹初位浅
縹なり　深紫は紫甘草なり浅緋
は蘇芳なり　深緋は蘇芳に丹安木
て深き浅緋は蘇芳に黄蘗にて浅き

縹は藍にて深き浅き也四位袍三位紫
色は一条院西廂に此より
はじめたりしかは文右大臣の
記よりなり又紫とは今は
せるい女工所のやとに袍定に紫色
なれとけふはあさみどりとなれり
七位浅色なり　六位深緑色
しかし二位三位は深紫なりとこそ
とそ先は一位の袍のこと

今まで大概とりていふ所の事
なれど度明案議の中納言
時の案右大臣兼[illegible]とはいとたしかなる
説とはいはれず　京極中納言
後拾遺の位の時是の歌
なるべきに代のうつれる
よりの後撰の天の羽衣と
二葉よりうつりそめしを
こゝろとゝ家も知りきや
後撰七

家をよりてはかの歌の詞
花のいろやいかゝなるらん　業
雅正　今案右の説
はたしかなるべきにあらず
中納言の説に歌
はかなのわむとふこゝろ
なやいかゝ
いはゝ
この歌をかれと

[illegible]

久寿乃月新の初へ

神の月廿日の白[illegible]

り幸あり　　康和二年十月廿日

村上天皇の朱雀院より出[illegible]

例とうつしてうきの[illegible]

うりかさねて[illegible]

みちのくにの[illegible]

しるとしき

遊道の人北布

草に帰と[illegible]

[illegible]

[illegible]

年二月廿日入神泉苑東門至馬場
下輿此間左右渡門以網補池魚付所
厨子所ニ網借又南屏障下調給侍臣等
及同一刻競馬同年十月八日幸朱
雀院為院造作及河馬左渡藤原
朔臣請捕魚依請左右渡門官人（宰相）部
令舁網参入施網前池後鯉鮒十餘度
於所調供之東砌下調給侍臣
みかとの所ニ[illegible]

くしてとりあつめて四つ[illegible]
朝覲行幸ニハ帛の袷とそ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

王ニ取献物事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

みなくいけまつりしやは
れけり
みしをとさまうつくのうへみてはよ
はみちれたるよりきとさまは
しとたるうり
あとをうけれさまはすうえひ
そあ
白檀よりこをはりはかはさは
はうをあをりをしつはをへ
らをふをよをあるをはをはあす
ふてをををををををををををを
あるをはあるをはあるをはあるを
ある
ある
ある

みーかき物ともとかのこんきのの
小集ともりり
雅りかりくくく

国立公文書館
National Archives of Japan